

参議院議員補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(令和3年10月) (予定)

参議院議員補欠選挙（静岡県選挙区、山口県選挙区）

令和3年9月23日

参議院静岡県選出議員及び山口県選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。

在外選挙登録の申請手続きについて知りたい方は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

海外に在住する有権者の皆様の投票方法としては、在外公館投票のほか、以下のとおり郵便等投票が可能です。手続きには一定の時間がかかりますので、あらかじめご検討いただきますようお願いいたします。（郵便等投票のための投票用紙の交付を受けた後でも、郵便等投票から在外公館投票に変更することはできます。）

なお、インド国内の一部地域において、航空機、列車またはバス等を利用して州をまたぐ移動をする場合に、出発の72時間前以降に検体を採取したPCR検査の陰性証明書の提出や新型コロナウイルスのワクチン接種証明書等の提示が必要になる場合がありますので、事前に関係する州政府のウェブサイト等をご確認ください。

今後、当地における新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、10月9日（土）に当館で予定している在外公館投票に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。

1 投票することができる方

- 静岡県内の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方
- 山口県内の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

2 在外選挙の日程

- 告 示 日：2021年10月 7日（木）（予定）
- 在外公館投票日：2021年10月 9日（土）（予定）
- 日本国内の投票日：2021年10月24日（日）（予定）

3 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

※「郵便等投票」の方法を選択する場合、事前に登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙等を請求する必要がありますが、この請求はいつでも行うことができますので、郵便事情もご確認の上、活用ください。

在外公館投票

投票時間：午前9時30分から午後5時まで（予定）

投票場所：在外公館投票を実施する公館（日本大使館・総領事館及び領事事務所など）

※実施公館については以下のリンクをご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page25_101607.html

持参すべき書類：（1）在外選挙人証 （2）旅券等の身分証明書

（なお、在外公館投票のために当館にお越しになる場合は、事前の来館予約は不要です。）

郵便等投票

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現在インド・日本間のEMS（国際スピード郵便）及び航空便による引受が一時的に停止されています。引受再開後は以下のとおり実施可能ですが、この投票方法を希望される場合には、最新の郵便事情等を事前にご確認ください。

(1) 登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。投票用紙の請求はいつでもできます。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下のリンクからダウンロードしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

(2) 投票用紙が送られてきたら、補欠選挙の告示日の翌日（10月8日予定）以降に、投票用紙に投票する候補者名を記入して、登録先の市町村選挙管理委員会の委員長へ送付してください。

(3) 国内投票日の10月24日（日）（予定）の投票所が閉じられる時刻（原則午後8時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に送付する必要がありますので、ご注意ください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の市町村選挙管理委員会にお尋ねください。

以上